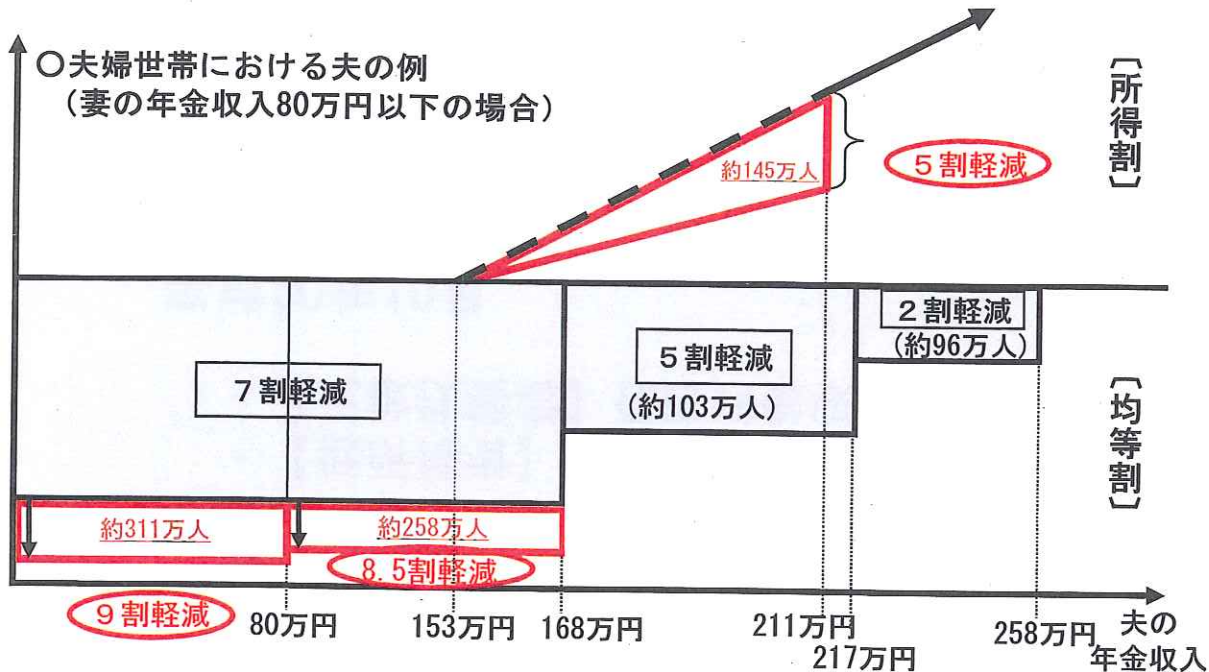


# 後期高齢者の保険料軽減特例について【現行】

- 後期高齢者医療制度では、世帯の所得に応じた保険料軽減が設けられている。(政令本則)
    - ① 低所得者の均等割7、5、2割軽減(国保と同じ)
    - ② 被用者保険の被扶養者であった者(元被扶養者)の軽減(均等割5割軽減、所得割賦課せず。2年限り)
  - 制度施行に当たり、激変緩和の観点から、平成20年度以降毎年度、予算により次の特例措置を実施している。
    - ① 低所得者の更なる保険料軽減(均等割9・8.5割軽減、所得割5割軽減) 【平成26年度予算 合計811億円】
    - ② 元被扶養者の更なる保険料軽減(均等割9割軽減、期限なし) (対象者:低所得者 約714万人\*、元被扶養者 約174万人)

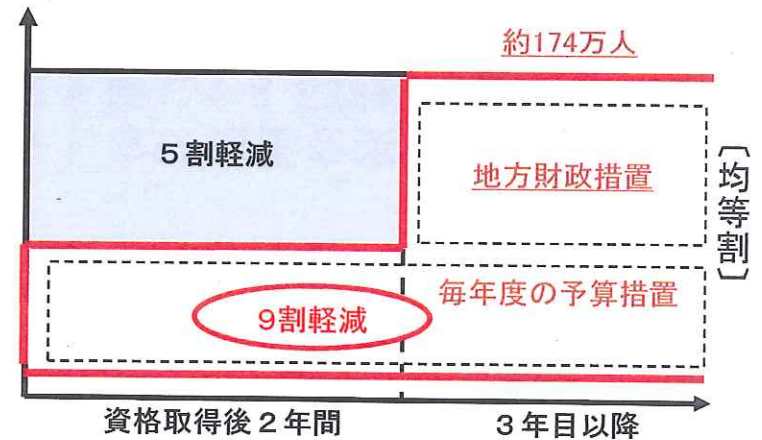
\*うち約23万人は所得割と均等割の軽減が重複している方
- ※経済財政運営と改革の基本方針2014(抄)(平成26年6月24日閣議決定)  
後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について、段階的な見直しを進めること(略)について検討する。

## 【 低所得者の軽減 】



※数値は、平成26年度予算ベース。  
※均等割5割・2割軽減については、平成26年4月から軽減対象を拡大している。

## 【 元被扶養者の軽減 】



※制度上の軽減は75歳到達から2年間限りとされているが、特例措置により、期限なしで軽減されている(政令附則)。

出典：厚生労働省より提供